## 建設技能者の能力判定制度

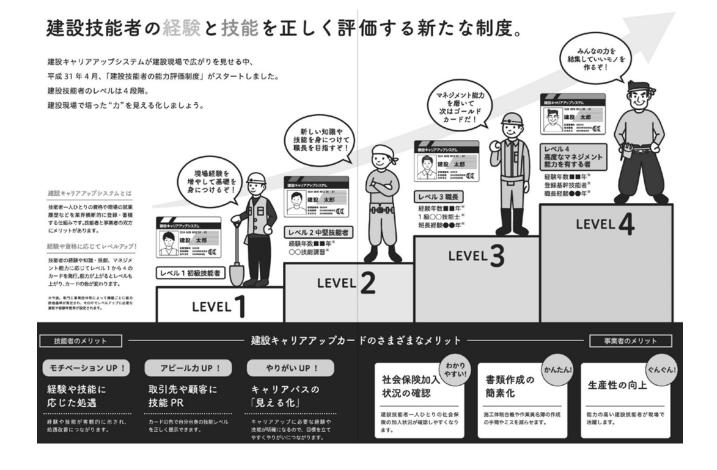
今年度からスタートした建設技労働者の能力判定制度(レベル判定制度)は、技能者一人ひとりの経験と技能を正しく評価する制度です。

レベルは1~4まであり、職種ごとに各レベルの基準が定められています。

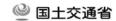
レベル1はホワイト(初級技能者)、レベル2はブルー(中堅技能者)、レベル3はシルバー(職長)、レベル4はゴールド(高度なマネジメント能力を有する者)色のカードが発行されます。

35 職種のうち、当協会が係る「機械土工」と「土工」の判定基準等について改めて紹介することといたしました。国土交通省においては、通常、建設キャリアアップカードのレベルアップに際して必要となる手数料 4000 円を 1 月末まで(先着 5000 名)特別講習修了者には能力判定手数料を無料とする施策(機械土工 12 月号にて既報)を実施しているところです。機関誌「機械土工」では、同制度の普及・啓蒙活動の一環として今後も手続きの手順等に

機関誌「機械土工」では、同制度の普及・啓蒙活動の一環として今後も手続きの手順等についてご紹介してまいります。



## UP 能力評価基準 【機械土工】



呼称		機械土工技能者
能力評価 実施団体		(一社) 日本機械土工協会
認定日		令和元年10月8日
レベル4	就業日数	1 0年(2150日)
	保有資格	<ul> <li>●登録機械土工基幹技能者</li> <li>● 1 級建設機械施工技士</li> <li>● 1 級土木施工管理技士</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)</li> </ul>
	就業日数 (職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul><li>車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育</li><li>●ローラー運転業務従事者安全衛生教育</li><li>●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)</li></ul>
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	2年 (430日)
	保有資格	<ul><li>車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習</li><li>■ローラーの運転の業務に係る特別教育</li></ul>
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

<sup>※ ●</sup>印の保有資格は、いずれかの保有で可。

## U[P] 能力評価基準【土工】

## ❷ 国土交通省

呼 称		±Ι	
能力評価 実施団体		(一社)日本機械土工協会	
認定日		令和2年3月31日	
レベル4	就業日数	1 0年 (2150日)	
	保有資格	<ul> <li>● 登録土工基幹技能者講習</li> <li>● 1級土木施工管理技士</li> <li>◆優秀施工者国土交通大臣顕彰建設マスター)</li> <li>◇レベル2、3の基準に示す保有資格</li> <li>【必須】</li> </ul>	
	就業日数	職長として	
	(職長)	3年 (645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	●下記資格のうち1 コ以上 ・	
	就業日数	職長又は班長として	
	(職長+班長)	1年 (215日)	
レベル2	就業日数	2年 (430日)	
	保有資格	○下記機やグラち 2 つば上 【6 別】  ・ 「	
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

<sup>※ ◇</sup>印の保有資格は、必須。 ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。